

公害等調整委員会の動き

(令和5年1月～3月)

公害等調整委員会事務局

1 審問期日の開催状況

月 日	期 日	開催地
3月3日	令和4年(セ)第3号自動車排出ガスによる大気汚染被害責任裁定申請事件 第2回審問期日	東京都

2 公害紛争に関する受付・終結事件の概要

受付事件の概要

- 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件
(公調委令和4年(セ)第10号事件)

令和4年12月22日受付

本件は、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、申請人らは精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和4年5月に緊急搬送され、脳虚血発作との診断を受け3週間入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐(おうと)、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院していることから、申請人らは、被申請人に対し、医療費、慰謝料等として、損害賠償金合計450万円を支払え、との裁定を求めるものです。

- 武蔵野市におけるエネファーム等からの騒音・低周波音・振動による健康被害原因裁定申請事件
(公調委令和4年(ゲ)第13号事件)

令和4年12月23日受付

本件は、申請人に生じた適応障害という健康被害は、被申請人ら宅に設置されている家庭用電池コージェネレーションシステム及びエアコン室外機から騒音・低周波音・振動を発生・拡散させたことによるものである、との裁定を求めるものです。

- 日野市における飲食店からの大気汚染・悪臭による財産被害等原因裁定申請事件
(公調委令和5年(ゲ)第1号事件)

令和5年1月25日受付

本件は、①申請人らが申請人ら宅から避難せざるを得なくなった被害、②申請人Aに生じた息苦しさ、頭痛、吐き気、胸痛、不眠などの健康被害、③申請人らの住環境の悪化等の被害、④申請人らの設置物等の汚染損傷と草木等の自然環境の破潰の被害は、被申請人らが必要な対策をせず換気扇等を使用し、発生した排気・悪臭を申請人ら宅に向けて放出したことによるものである、との裁定を求めるものです。

○ 木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件の調停条項に係る義務履行勧告申出事件

(公調委令和5年(リ)第1号事件)

令和5年2月14日受付

木更津市における飲食店等からの騒音による財産被害等職権調停事件は、被申請人らの店舗からのカラオケ騒音及び店舗外での客の騒擾等により、申請人Aは、店舗近隣の賃貸用建物の家主としてこれらの不法行為の仲裁に迫られ、まともな休日をとれず、不安抑うつ状態になり、生活に支障を来し、肉体的・精神的・金銭的苦痛を受けているとするとともに、申請人ら所有賃貸用建物も、退去者が出るなどの被害を受けており、空室期間の財産的損害と精神的苦痛を受けているとして、被申請人らに対し、連帯して、申請人Aに対し1,500万円、Bに対し400万円、Cに対し200万円、Dに対し270万円の損害賠償金の支払を求めた事件について、職権で調停に付し(平成27年(調)第3号事件)、平成27年5月29日、調停が成立した事件です。

令和5年2月14日、前記調停事件の申請人らから、調停条項に係る義務履行の勧告を求める申出がありました。

終結事件の概要

○ 川越市における室内機等からの騒音による健康被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和3年(ゲ)第9号事件)

① 事件の概要

令和3年8月11日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、さいたま地方裁判所川越支部から、原因裁定をすることの嘱託がありました。

嘱託事項は以下のとおりです。原告らに生じた健康被害は、植物栽培販売会社(被告)が温

室に設置した室内機及び室外機の稼働音によって生じたものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音と原告らに生じた健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和5年1月12日、原告らに生じた健康被害と被告が温室に設置した室内機及び室外機の稼働音との間の因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終了しました。

○ 東久留米市における入浴施設からの騒音による生活環境被害調停申請事件

(公調委令和3年(調)第3号事件)

① 事件の概要

本件は、まず、令和3年9月7日、埼玉県新座市の住民6人から、隣接する東京都東久留米市内の入浴施設を運営する会社を相手方(被申請人)として、埼玉県知事に以下の事項を内容とする調停を求める申請があったものです。

(1) 被申請人は、騒音について法律に基づく規制基準内にとどまるような防音壁を設置するなどの対策を講じなければならない。

(2) 騒音については以下のとおり。

(i) 露天風呂からの人の声等、(ii) 露天風呂のテレビや滝の音、(iii) 北側室外機の音、(iv) 入浴施設のBGMや店内放送、(v) 排水・排気の音、(vi) 車のアイドリング音、(vii) 夜間工事の騒音

(3) 被申請人は、法律に基づく騒音基準内にとどまることが出来ない場合は直ちに営業又は工事を中止すること。

公害等調整委員会の動き

埼玉県知事は、公害紛争処理法第 27 条第 3 項の規定に基づき、連合審査会の設置について、関係する東京都知事と協議しましたが、協議が調わなかったため、同条第 5 項の規定により、令和 3 年 9 月 27 日、本事件の関係書類を公害等調整委員会に送付し、公害等調整委員会は、同年 10 月 18 日に本件を受け付けました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件受付後、直ちに調停委員会を設け、7 回の調停期日を開催するとともに、被申請人の運営する入浴施設からの騒音と、申請人らに生じた生活環境被害との因果関係に関する専門的事項を調査するため必要な専門委員 1 人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和 5 年 1 月 19 日の第 8 回調停期日において調停が成立し、本事件は終了しました。

○ 周南市における工場からの騒音による健康被害原因裁定申請事件

(公調委令和 4 年 (ゲ) 第 12 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 12 月 9 日、山口県周南市の住民 1 人から、隣接する工場の操業者を相手方(被申請人)として原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人に生じた精神的健康被害(床につく恐怖等)、睡眠負債等の健康被害は被申請人が操業する工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、原因裁定をすることが相当でないと認められることから、令和 5 年 1 月 24 日、公害紛争処理法第 42 条の 27 第 2 項で準用す

る第 42 条の 12 第 2 項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

○ 恵那市における鉄工所からの騒音による生活環境被害責任裁定申請事件

(公調委令和 4 年 (セ) 第 6 号事件、令和 5 年 (調) 第 1 号事件)

① 事件の概要

令和 4 年 8 月 4 日、岐阜県恵那市の住民 1 人から、製造業会社を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人が、イライラ感や不安感を感じ、日常的に仕事をしようとしても集中力が欠如する状態となり、著しい精神的・肉体的苦痛を被り、人格権として保護されるべき健康で平穏な生活を享受する利益を侵害されているのは、申請人宅の隣地で、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音(鉄骨をたたく音や鉄骨を落とす地響きを伴う音、金属切断音)によるものであるとして、被申請人に対し、慰謝料等として、損害賠償金 330 万円等の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する鉄工所から発生する作業音と申請人に生じた著しい精神的・肉体的苦痛等の被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員 1 人を選任するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和 5 年 1 月 18 日、公害紛争処理法第 42 条の 24 第 1 項により職権で調停に付し(公調委令和 5 年 (調) 第 1 号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年 1 月 27 日、第 1 回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取

り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 札幌市における室外機からの騒音・低周波音による健康被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和3年(セ)第4号事件・令和3年(ゲ)第6号事件・令和5年(調)第2号事件)

① 事件の概要

令和3年5月6日、北海道札幌市の住民1人から、申請人宅近傍の医療法人(診療所)を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音により、申請人は、肉体的・精神的苦痛を受けているとして、被申請人に対し、損害賠償金100万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人に生じた不眠、疲労感、気分の落ち込み、イライラ感等の健康被害は、被申請人の経営する診療所に設置されているエアコン室外機からの低周波音を含む騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和3年6月2日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、北海道公害審査会に対して責任裁定申請及び原因裁定申請の受理について意見照会を行い、受理について特段の支障はないとの回答を受けたので、直ちに裁定委員会を設け、被申請人の経営する診療所に設置されたエアコン室外機からの騒音等と申請人に生じた不眠等の健康被害との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施する

など、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年1月30日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し(公調委令和5年(調)第2号事件)、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回現地調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終了しました。

○ 熊本市における飲食店からの悪臭・騒音・振動による健康被害等責任裁定申請事件

(公調委令和4年(セ)第10号事件)

① 事件の概要

令和4年12月22日、熊本県熊本市の住民2人から、隣接する飲食店経営者を相手方(被申請人)として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人らは、被申請人が経営する飲食店から発生する悪臭、騒音、振動及び地響きにより、精神的、肉体的被害を受けているほか、申請人Aは令和4年5月に緊急搬送され、脳虚血発作との診断を受け3週間入院し、また、申請人Bは吐き気、嘔吐、睡眠障害、ストレス、不安感等の症状で現在も通院しているため、被申請人に対し、医療費、慰謝料等として、損害賠償金合計450万円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、手続を進めた結果、責任裁定をすることが相当でないことと認められることから、令和5年2月7日、公害紛争処理法第42条の12第2項の規定により、申請を受理しない決定をし、本事件は終了しました。

公害等調整委員会の動き

○ 大阪市における樋交換工事に伴う粉じんによる財産被害原因裁定嘱託事件

(公調委令和3年(ゲ)第14号事件・令和3年(ゲ)第16号事件)

① 事件の概要

令和3年10月7日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。(公調委令和3年(ゲ)第14号事件)

その後、原告は異なるが被告を同一とする事件について、令和3年11月26日、公害紛争処理法第42条の32第1項に基づき、大阪地方裁判所から、原因裁定をすることの嘱託がありました。(公調委令和3年(ゲ)第16号事件)

嘱託事項は以下のとおりです。原告ら(大阪府住民5人)の所有する自動車について、鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたのは、被告石油会社が、被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことによるものであるかについて、原因裁定を求めたものです。

裁定委員会は、同年12月21日、これらを併合して手続を進めることとし、令和4年1月11日にこれを決定しました。

なお、令和3年(ゲ)第14号事件は、令和4年7月28日、大阪地方裁判所において同事件の嘱託元となる事件について訴えが取下げられたことにより、終了しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本嘱託受付後、直ちに裁定委員会を設け、1回の審問期日を開催するとともに、被告石油会社が被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことと、原告らの所有する自動車に鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたこととの因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専

門委員1人を選任したほか、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、令和5年2月13日、被告石油会社が被告運輸会社の所有する建物の旧樋の撤去、新樋の設置工事及びこれに関連する工事を行った際に鉄粉が飛散したことと、原告らの所有する自動車に鉄粉が付着し錆が発生する被害が生じたこととの間に因果関係は認められないとの裁定を行い、本事件は終結しました。

○ 南島原市における工場からの騒音等による生活環境被害責任裁定申請事件及び同原因裁定申請事件

(公調委令和2年(セ)第5号事件・令和2年(ゲ)第2号事件・令和5年(調)第4号事件)

① 事件の概要

令和2年5月21日、長崎県南島原市の住民1人から、製麺を営む会社を相手方(被申請人)として責任裁定及び原因裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。責任裁定申請事件は、申請人に生じた苛立ちや朝6時以降の睡眠ができないことは、隣接する製麺工場からの騒音・振動によるものであるとして、被申請人に対し、損害賠償金150万円の支払を求めたものです。

原因裁定申請事件は、申請人の苛立ち等の健康被害は、被申請人が経営する製麺工場からの騒音によるものである、との原因裁定を求めたものです。裁定委員会は、令和2年6月19日、これらを併合して手続を進めることを決定しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が経営する製麺工場からの騒音と申請人に生じた苛立ち等の生活環境への被害との因果関係に関する専門的事項

を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、委託調査、事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月27日、公害紛争処理法第42条の24第1項及び同第42条の33の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第4号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同日、第1回現地調停期日において、当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

事務局及び専門委員による現地調査等を実施するなど、手続を進めた結果、本件については当事者間の合意による解決が相当であると判断し、令和5年2月14日、公害紛争処理法第42条の24第1項の規定により職権で調停に付し（公調委令和5年（調）第3号事件）、裁定委員会が自ら処理することとしました。同年3月27日、第1回調停期日において、裁定委員会が提示した調停案に基づき当事者双方が合意して調停が成立し、本件申請については取り下げられたものとみなされ、本事件は終結しました。

○ 宮城県亶理町における町道からの騒音による財産被害・健康被害責任裁定申請事件

（公調委令和3年（セ）第5号事件・令和5年（調）第3号事件）

① 事件の概要

令和3年7月26日、宮城県亶理町の住民1人から、亶理町を相手方（被申請人）として責任裁定を求める申請がありました。

申請の内容は以下のとおりです。申請人は、被申請人が申請人宅近くに町道を開通させたことによる車両騒音により、偏頭痛を発症し通院を余儀なくされており、また、車両騒音対策として、二重サッシ工事を行ったが、完全に防音できず、一部の部屋が使用できずに寝室の変更や窓を開けられない状態が続いているため、被申請人に対し、慰謝料、二重サッシの設置代等の損害賠償金156万3616円の支払を求めたものです。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、被申請人が開通させた町道からの騒音と申請人に生じた偏頭痛による健康被害等との因果関係に関する専門的事項を調査するために必要な専門委員1人を選任したほか、

3 土地利用調整に関する受付・終結事件の概要

終結事件の概要

○ 沖縄県糸満市字米須^{こめす}（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令に対する取消裁定申請事件

（公調委令和3年（フ）第1号事件）

① 事件の概要

公害等調整委員会は、申請人から、沖縄県知事（処分庁）が行った沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園）地内の鉱物掘採に係る措置命令（以下「本件処分」という。）について、取消しを求める裁定の申請を令和3年8月6日付けで受け付けました。申請の内容は以下のとおりです。

処分庁は、申請人がした自然公園法第33条第1項に基づく沖縄県糸満市字米須（沖縄戦跡国定公園の普通地域）地内における掘採行為に係る届出を令和3年3月18日に受理し、同年5月14日、申請人に対し、戦跡公園の風景の保全等の必要があるとして、同法第33条第2項に基づき以下の①～④の措置の実施を命じました。

公害等調整委員会の動き

① 遺骨の有無について関係機関と連携して確認し、関係機関による遺骨の収集に支障が生じないように措置を講じること。

② 掘採区域の周辺、特に掘採区域の敷地境界に接している慰霊碑の区域における風景へ影響を与えないよう、必要に応じ、植栽等の措置を講じること。

③ ②を踏まえ、周辺植生と同様の植物群落に原状回復すること。

④ ①～③の各措置について、掘採開始前に県に報告し、協議すること。

これに対し、申請人は、本件処分は同法第33条第2項の「当該公園の風景を保護するために必要があると認められるとき」に該当しないととして、同年8月6日付けで同処分（措置命令）の取消しを求めて裁定を申請しました。

② 事件の処理経過

公害等調整委員会は、本件裁定申請受付後、直ちに裁定委員会を設け、4回の審理期日を開催するなど、審理手続を進めましたが、令和5年1月6日、申請人から申請を取り下げる旨の申出があり、本事件は終結しました。